

大阪府リサイクル製品認定要領

(目的)

第1条 この要領は、大阪府循環型社会形成推進条例（平成15年3月25日大阪府条例第6号。以下「条例」という。）第12条に規定する再生品の認定について必要な事項を定めるものとする。

(認定申請の募集)

第2条 大阪府は、再生品の認定を行うため、年2回、認定申請の募集を行うものとする。

(認定申請)

第3条 再生品の認定を受けようとする者は、認定申請の募集期間内に、次の各号に掲げる事項を記載した様式第1号による申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 別表1に掲げる分類番号及び品目名
 - 三 製品名
 - 四 製品の主な仕様
 - 五 製造加工場所の名称及び所在地
 - 六 大阪府内の主な販売拠点の名称及び所在地
 - 七 販売の方法等
 - 八 製品の原材料の状況
 - 九 品質保証に関する規格等の適合状況
 - 十 生産及び販売するにあたって必要な廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許認可等
 - 十一 製品の品質・安全性への配慮
 - 十二 環境法令等の遵守状況
 - 十三 年間生産及び年間販売量又はこれらの申請時における予定数量
 - 十四 販売価格又は標準小売価格
 - 十五 販売開始日又は販売開始予定日
 - 十六 その他の参考事項
- 2 前項の申請には、当該再生品のサンプル及び写真並びに次の各号に掲げる書類又は図面を添付するものとする。
- 一 当該製品のサンプル及び写真
 - 二 申請者の事業概要を示す書類
 - 三 当該製品の製造加工場所の付近見取図
 - 四 当該再生品の製造加工工程図

- 五 当該再生品の説明書等
- 六 第5条の基準に適合していることを証する書類
- 七 再申請の場合にあっては、前回の認定証の写し
- 八 その他審査に必要な書類、図面

- 3 第1項の申請は、次の各号に掲げる者でなければならない。
 - 一 当該再生品を自ら製造又は販売する者
 - 二 大阪府内に認定を受けようとする製品の製造又は販売の拠点を有する者
- 4 知事は、第1項の申請が、第4条及び第5条の規定に適合すると認めるときは、
様式第2号による大阪府認定リサイクル製品認定証を交付するものとする。

(認定対象製品)

- 第4条 認定の対象となる製品は、別表1に定める品目のうち、現在府内で販売され
又は再生品の認定を受けた日から6か月以内に府内で販売されることが確実で、次
の各号に掲げる要件に適合する再生品とする。
- 一 府内で発生する廃棄物を使用し、日本国内で製造された再生品であること。
 - 二 生活環境汚染防止に関する措置が講じられている事業場において、適法に製造
された製品であること。

(認定基準)

- 第5条 認定の基準は、別表2のとおりとする。

(変更等の届出)

- 第6条 再生品の認定を受けた者は、第3条第1項第一号及び第三号の事項に変更が
あったとき又は認定を受けた製品の一部を廃止するときは、変更又は廃止のあった
日から30日以内に様式第3号により、大阪府認定リサイクル製品認定証を添えて、
その旨を届け出なければならない。ただし、第3条第1項第三号の事項の変更に伴
い第9条第1項第二号の規定により認定の効力を失効する場合を除く。

- 2 再生品の認定を受けた者は、第3条第1項第四号から第十二号に掲げる事項に変
更があったときは変更のあった日から30日以内に様式第3号により、その旨を届
け出なければならない。また、第3条第1項第五号に掲げる事項に変更があったと
きは第3条第2項第三号に掲げる図面、第3条第1項第八号から第十二号に掲げる
事項に変更があったときは、第3条第2項第六号に掲げる書類を添付するものとす
る。ただし、第3条第1項第五号及び第六号並びに第八号から第十二号に掲げる事
項の変更に伴い第9条第1項第二号の規定により認定の効力を失効する場合を除
く。

- 3 再生品の認定を受けた者の地位を承継した者は、地位を承継した日から 30 日以内に様式第 3 号により、地位を承継したことを証する書類及び大阪府認定リサイクル製品認定証を添えて、その旨を届け出なければならない。
- 4 知事は、第 1 項及び第 3 項の届出があったときは、大阪府認定リサイクル製品認定証を書換えのうえ、再交付するものとする。
- 5 認定を受けた再生品について、その認定を廃止するときは、廃止した日から 30 日以内に様式第 4 号により、大阪府認定リサイクル製品認定証を添えて、その旨を届け出なければならない。

(認定製品に係る表示)

第 7 条 認定された再生品については、次に掲げる表示を行うことができる。

- 一 「大阪府認定リサイクル製品」及び「なにわエコ良品」の文字の表示
- 二 知事が別に定める認定マークの表示

(誤認表示の禁止)

第 8 条 再生品の認定を受けた製品以外の製品について、前条に定める表示又はこれと誤認されるおそれのある表示を行ってはならない。

(認定の取消し等)

第 9 条 次の各号のいずれかに該当したとき、認定の効力は失効するものとする。

- 一 再生品の認定を受けた日から 3 年を経過したとき。
 - 二 第 3 条第 3 項、第 4 条及び第 5 条の規定に適合しなくなったとき。
 - 三 既に認定を受けた再生品が新たに第 3 条第 4 項に基づく大阪府認定リサイクル製品認定証の交付を受けたとき。
- 2 前項第 2 号の規定により認定の効力を失効したときは、失効した日から 30 日以内に様式第 4 号により、大阪府認定リサイクル製品認定証を添えて、その旨を届け出なければならない。
 - 3 知事は、次の各号のいずれかに該当したとき、再生品の認定を取り消すことができるものとする。
 - 一 第 6 条又は前項の規定による届出をしなかったとき。
 - 二 大阪府認定リサイクル製品（なにわエコ良品）の信用を著しく失墜させるおそれがあるとき。

4 認定の効力が失効した再生品については、第7条に規定する表示を行うことができない。

(再生品の認定を受けた者の責務)

第10条 再生品の認定を受けた者は、当該製品の生産、流通、販売、使用等において、問題が生じたときは、認定を受けた者が自らの責任においてその処理を行わなければならない。

2 再生品の認定を受けた者は、当該製品について、必要に応じて認定基準への適合状況を確認するための試験、検査を実施し、その結果を3年間保存しなければならない。

(環境審議会への諮問)

第11条 知事は、次の各号に掲げる事項については、あらかじめ大阪府環境審議会の意見を聴かなければならぬ。

- 一 第3条第4項に規定する再生品の認定
- 二 第4条及び第5条の規定の改定
- 三 その他再生品の認定に関し必要な事項

(所掌)

第12条 この要領に関する事務は、環境農林水産部循環型社会推進室において所掌する。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成16年4月28日から施行する。

この要領は、平成18年4月3日から施行する。

この要領は、平成18年8月24日から施行する。

この要領は、平成23年5月31日から施行する。

この要領は、平成24年6月22日から施行する。

この要領は、平成24年11月21日から施行する。

別表1(第4条関係)

大阪府リサイクル製品認定対象品目

分類番号	品 目		製 品 例	
1	使用済みタイヤ・チューブの再生品		歩道舗装材、ゴムシート等	
2	高炉スラグ微粉末、高炉セメント	セメント	高炉スラグ微粉末、高炉セメント等	
3	再生舗装材	コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊リサイクル資材	再生加熱アスファルト混合物、再生路盤材等	
4	石炭灰(フライアッシュ)を利用した建材		人工軽量骨材、フロアボード、建築内外装材等	
5	再生PET樹脂を利用した衣服	繊維製品	衣服	制服・作業服、帽子・手袋等
6	工業用繊維製品	工業用繊維製品		ベルト、重布類、袋、包装布、 fasna、油吸着剤、畳資材、ホース類、たばこフィルタ、合皮基布、電気資材、自動車内張、土木用繊維資材等
7	情報用紙	紙類		PPC用紙、フォーム用紙、カラープリンタ用紙、OCR用紙、ジアソ感光紙、白表紙、端末用用紙、コンピューター連続用紙、再生色上質紙(PPCカラー用紙)等
8	印刷用紙	紙類		書籍、雑誌などの印刷用及びノートなどの筆記用として製造した紙等
9	衛生用紙		ティッシュペーパー、トイレットペーパー、ちり紙	
10	タイルブロック		陶磁器質タイル、普通れんが、陶管、建築用セラミックメーソンリーユニット、プレキャスト無筋コンクリート製品、建築用コンクリートブロック、ガラスブロック(中空)、インターロッキングブロック等	
11	木材等を使用したボード	再生木質ボード		パーティクルボード、繊維板等
12	紙製の事務用品	事務用品・雑貨		板紙、ノート、けい紙・起案用紙、ファイル・バインダー、綴込表紙、インデックス、付箋紙、ペーパーパッチ等
13	包装用の用紙	事務用品・封筒・雑貨		封筒、包装袋、包装紙等
14	紙製の包装用材	事務用品・雑貨		包装用緩衝材、粘着テープ、ガムテープ、包装用ペーパーバンド・紙ひも、紙トレー等
15	廃木材・間伐材・小径材などを使用した木製品		屋外用品(土木建築用品、緑化・園芸資材、エクステリア)、室内用品(内装材)、梱包用材、木炭(調湿材、水質浄化材などを含む)、土壤改良資材、活性炭等	
16	再生材料を使用したプラスチック製品	事務用品・雑貨		機能性事務所用品(カセットテープカートリッジ、空気清浄器フィルター、金属を含むシャープペン、粘着テープ)、文房具(ボールペン、ファイル、ペントレー、写真用ホルダー)
		屋外家具・園芸用品		ベンチ、テーブル、植木鉢、柵等
		家庭用品、建築構造用品等		ボード、アンカーピン等
		繊維製品		タイルカーペット
		フィルム製品		包装用品、多層フィルム使用のファイル等。ただし、過剰な包装材、黒色の袋類は除く
		廃棄時に産業廃棄物となる商品		合成建材、プリント基板、産業用容器、部品等搬送容器および緩衝材、安全標識板・杭、擬木等

大阪リサイクル製品認定要領

分類番号	品 目	製 品 例	
17 再生材料を使用した建築用製品	ボード	木質系セメント板、パルプセメント板、スレート・木毛セメント積層板、繊維強化セメント板、ロックウールシージング板、せっこうボード製品等	
	左官材料・塗装材	せっこうプラスター、建築用仕上塗材、仕上塗材用下地調整塗材、一般用さび止めペイント等	
	ルーフィング材	屋根用塗膜防水材、住宅用プラスチック系防湿フィルム、アスファルトルーフィングフェルト、ストレッチアスファルトルーフィングフェルト、改質アスファルトルーフィングシート、合成高分子系ルーフィングシート等	
	断熱材・吸音材料	吸音材料、人造鉱物繊維保温材、無機多孔質保温材、発泡プラスチック保温材、住宅用人造鉱物繊維断熱材、吹き込み用繊維質断熱材、吹きつけ硬質ウレタンフォーム断熱材等	
	セメント	高炉セメント、フライアッシュセメント、ポルトランドセメント等	
	骨材	コンクリート・モルタル用再生骨材	
18 ガラス製品	土木資材	中空ガラスブロック、路面表示塗装用ガラスビーズ、ステンドグラス、園芸資材、エクステリアなどのガラス製土木資材等	
	板ガラス	フロート板ガラス及び磨き板ガラス、型板ガラス、網入り板ガラス及び線入り板ガラス、合わせガラス、強化ガラス、熱線吸収板ガラス、熱線反射ガラス、複層ガラス、鏡材等	
	その他	ガラス糸、ガラスロービング、ガラスチョップストランドマット、ガラスクロス、処理ガラスクロス、ガラスロービングクロス、チョップストランド、処理ガラステープ等	ガラス長纖維
19 その他	機器類	いす、机、棚、収納用什器(棚以外)、ホワイトボード等	
	その他紙類	文書保存箱等	
	事務用品・雑貨	鉛筆等	

※上記対象品目以外のものであっても、現行のエコマーク商品認定基準のある再生品は対象とする。

別表2(第5条関係)

大阪府リサイクル認定製品認定基準

区分	認定基準等
環境等への配慮	<p>次の基準を満たす環境等に配慮したものであること。</p> <p>ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年12月25日法律第137号)の定める特別管理(一般・産業)廃棄物を利用していないこと。</p> <p>イ 製品について、環境基本法(平成5年法律第91号)に基づく「土壤の汚染に係る環境基準」に適合していること(別表の備考2を除く。)。</p> <p>ウ 製造にあたって、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、環境関連法令及び公害防止協定等を遵守していること。</p> <p>エ 使用にあたって、生活環境の保全上支障を生じる恐れがないこと。</p> <p>オ 品目ごとに別に定める基準に適合していること。</p>
規格等	<p>次のいずれかの基準に適合していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本工業規格 ・ 日本農林規格 ・ 大阪府土木工事共通仕様書 ・ エコマーク商品認定基準 ・ その他認定製品の品質を確認する規格等として適当と認められたもの。
その他	品目ごとに別に定める率の循環資源を使用していること。

※ 特別管理一般廃棄物

- ・ PCBを使用した廃エアコン、廃テレビ、廃電子レンジなどの部品
- ・ 血液の付着したガーゼなどの感染性病原体を含む一般廃棄物

※ 特別管理産業廃棄物

- ・ 廃油(産業廃棄物である揮発油類、灯油類、軽油類)
- ・ 廃酸(pHが2.0以下の廃酸)
- ・ 廃アルカリ(pHが12.5以上の廃アルカリ)
- ・ 血液の付着した注射針などの感染性病原体を含む産業廃棄物
- ・ 有害汚泥、PCBを含む廃油、PCBに汚染された廃プラスチック類、廃石綿等

(備考)

- ・ 循環資源を利用した原材料、製造技術、工事工程等は認定の対象外とする。
- ・ 建設発生土等を利用した埋め戻し材については、認定対象外とする。

品目ごとに定める基準

環境等への配慮について

分類番号	品 目	基 準
17	再生材料を使用した建築用製品	廃石膏を用いた土壤固化材(地盤改良材、吸水材等を含む。)その他これに類するものについては、汚泥等を最終処分場(地中にある空間を利用する処分の方法により行っているものを除く。)まで運搬するための固化材など一般環境中に拡散しないように用途を限定して販売するものに限る。

その他について

分類番号	品 目	製 品 例	配合率
1	使用済みタイヤ・チューブの再生品	歩道舗装材、ゴムシート	100%
2	高炉スラグ微粉末、 高炉セメント	高炉セメント	50%
		高炉スラグ微粉末	100%
3	再生舗装材	コンクリート塊、アスファルト・ コンクリート塊リサイクル資材	50%
		再生路盤材等	50%
4	石灰灰(フライアッシュ)を利用した建材	人工軽量骨材、フロアボード、 建築内外装材	60%
5	再生PET樹脂を利用した衣服	制服・作業服	再生PET樹脂から得られる ポリエチレンを製品全体の 重量比で50%以上使用し ていること
		帽子・手袋	
		その他の衣服	
6	工業用繊維製品	工業用繊維製品	別表(1)
7	情報用紙	PPC用紙	100%
		フォーム用紙	70%
		カラープリンタ用紙	70%
		OCR用紙	50%
		ジアソ感光紙	70%
		白表紙	100%
		端末用用紙	70%
		コンピューター連続用紙	70%
		再生色上質紙(PPCカラー用紙)	100%
8	印刷用紙	書籍、雑誌などの印刷用及びノート などの筆記用として製造した紙等	70%
9	衛生用紙	ティッシュペーパー、トイレットペーパー、ち り紙	100%
10	タイルブロック	陶磁器質タイル	別表(2)
		れんがおよびブロック	
		その他のタイルまたはブロック	
11	木材等を利用した ボード	パーティクルボード	100%
		繊維板	100%
12	紙製の事務用品	ノート	別表(3)
		けい紙・起案用紙	
		ファイル・バインダー	
		綴込表紙	
		インデックス	
		付箋紙	
		ペーパーパッチ	
13	包装用の用紙	封筒	100%
		包装袋	30%
		包装紙	30%

品目ごとに定める基準

分類番号	品 目		製 品 例	配合率	
14	紙製の包装用材	事務用品・雑貨	包装用緩衝材	100%	
			包装用ペーパーバンド・紙ひも	100%	
			紙トレー	90%	
			粘着テープ・ガムテープ	支持体の古紙配合率が40%以上であり、かつ、巻心の古紙配合率が90%以上であること。	
15	廃木材・間伐材・小径材などを使用した木製品		屋外用品	100%	
			屋内用品	100%	
			梱包用材	100%	
			木炭・活性炭	100%	
			土壤改良資材	100%	
16	再生材料を使用したプラスチック製品	事務用品・雑貨	機能性事務所用品等(カセットテープカートリッジ、空気清浄器フィルター、金属を含むシャープペン、粘着テープ)	再生プラスチックの使用割合が50%以上	
			文房具(ボールペン、ファイル、ペントレー、写真用ホルダー)	再生プラスチックの使用割合が70%以上	
		屋外家具・園芸用品		50%	
		家庭用品、建築構造用品等		70%	
		繊維製品	タイルカーペット	50%	
		フィルム製品		40%	
		廃棄時に産業廃棄物となる商品		50%	
17	再生材料を使用した建築用製品	ボード		別表(4)に定めた材料を使用し、その再生材料の割合は製品重量全体で再生材料を50%以上使用していること。また、複数の原料区分にまたがって再生材料を使用する場合、再生材料の使用量が製品全体で20%以上のものについては、当該材料について、別表(4)に定められた配合量以上を使用したこと。	
		左官材料・塗装材			
		ルーフィング材			
		断熱材・吸音材料			
		セメント			
		骨材			
18	ガラス製品	土木資材		ガラス材料を製品全体の50%以上使用していること。ガラスカレット利用率が100%であること。	
		板ガラス		10%	
		その他	ガラス長繊維	10%	
19	その他	機器類	いす	別表(5)	
			机		
			棚		
			収納用什器(棚以外)		
			ホワイトボード		
		その他紙製品		80%	
		事務用品・雑貨		間伐材などの木材が使用されていること	

※上記以外の対象品目については、現行のエコマーク商品認定基準に定める配合率。

ただし、大阪府グリーン調達方針に定める配合率を満たしていること。

別表(1) 繊維ごとの製品全体の総質量に対する基準配合率

繊維の種類	基準配合率	
未利用繊維	70%以上	
リサイクル繊維	反毛繊維	70%以上
	ポリマーリサイクル繊維	50%以上【樹脂量として再生PET又は再生PPなどが50%以上となること】
	ケミカルリサイクル繊維	50%以上【モノマー量として再生モノマーが50%以上となること】
未利用布、リサイクル布	100%	

別表(2) 循環資源の原料分類区分と使用の認定及び基準配合率

再生材料の原料となる 廃棄物などの分類区分と名称		再生材料としての 認定に必要な前処理		基準配合率 (重量%)	
分類区分	再生材料の名称	常温成形品	焼成品・溶融品	常温成形品	焼成品・溶融品
産業廃棄物類	鉱業・採石 廃棄物類	・採石および窯業廃土 ・珪砂水簸時の微小珪砂（キラ）	前処理によらず対象	60%	50% 注)
	金属工業 廃棄物類	・鉄鋼スラグ・鋳物砂 ・陶磁器屑・銅スラグ ・フェロニッケルスラグ ・電気炉スラグ			
	その他の 産業型 廃棄物類	・石炭灰 ・廃プラスチック ・貝殻 ・がれき類（汚泥含まず） ・廃ゴム ・ガラスカレット			
焼却灰・ 汚泥類	焼却灰類	・都市ごみ焼却灰 ・産業廃棄物焼却灰	溶融スラグ化	50%	40%
	産業発生 汚泥類	・製紙スラッジ ・アルミスラッジ ・メッキスラッジ ・研磨スラッジ ・建設汚泥		60%	50%
	生活・ 自然発生 汚泥類	下水道汚泥 上水道汚泥 湖沼などの底泥		50%	40%

注) 「中空ガラスブロック」については、原料とする再生材料をガラスカレットのみとし、基準配合率は100%（重量%）とする。

別表(3) 紙製の事務用品の基準配合率

		基準値	備考
製品の古紙配合率		製品全体の重量比で 50% 。 ただし、ノート、けい紙・起案用紙などは 70% 。	
紙材料の使用率		製品全体の重量比で 70%	
紙	古紙配合率	50% ただし、ノート、けい紙・起案用紙などは 70% 。	
板紙	古紙配合率	90%	
段ボール	古紙配合率	100%	とじこみ用品などのみ適用

別表(4) 再生材料の基準配合量(重量%)

再生材料名	基準配合量
プラスチック	50%
ゴム	100%
木材	100%
紙(インテリアを除く)	100%
紙(インテリア)	50%
稻わら	100%
陶磁器屑、焼却灰、汚泥類	100%
高炉スラグ	100%
鉄鋼スラグ	100%
石炭灰	100%
石膏(脱硫石膏も含む)	100%
グラスウール	100%
ロックウール	100%
ガラス	100%
アスファルト	100%

注)金属材料および段ボールは再生材料として扱わない。

鉱業・採石廃土類(採石・窯業廃土、微少珪砂など)は再生材料としてカウントしない。

別表(5) 機器類の認定基準

下記の基準のいずれかの要件を満たすこと
[基準1]共通事項]金属を除く主要材料が、下記のいずれかの要件を満たすこと。
A. プラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の 10% 以上使用されていること。
B. 木質の場合にあっては、間伐材などの木材が使用されていること。
C. 紙の場合にあっては、紙の原料は古紙配合率 50% 以上であること。
[基準2]「エコマーク」の認定基準
[基準3]「グリーンマーク」の認定基準
[基準4]「ペットボトルリサイクル推奨マーク」の認定基準
[基準5]「間伐材マーク」の認定基準